

氏名 小谷 祥

学位の種類 博士（経営学）

学位記番号 社博甲第3号

学位授与の日付 令和2年3月20日

論文題名 日本のファミリービジネスの事業承継
と法制度の関係

審査委員 主査 (教授) KHONDAKER, Rahman M.
(教授) 安藤 史江
(教授) 澤井 実
(教授) 山田 幸三 (上智大学)

1. 論文の内容の要旨

本論文は現代日本におけるファミリービジネスの課題、とくに事業承継の問題を経営学と法学の両面から検討し、事業承継に関する各種の施策の効果とその限界、M&A が内包する諸問題を考察した上で、最後に事業承継の現状と現行法制度下で事業承継をより円滑に行うための基本的視点を提示している。

本論文は、序章「日本のファミリービジネスの現状」、第1章「ファミリービジネスを巡る先行研究の概観と見落とされた視点」、第2章「会社法制度におけるファミリービジネスの位置づけ」、第3章「民法（相続法）がファミリービジネスの事業承継に与える影響」、第4章「ファミリービジネスの事業承継に関する各種の施策とその効果」、第5章「ファミリービジネスの事業承継と M&A」、終章「今後の日本のファミリービジネス」から構成される。

序章では中小企業が日本経済に占めるウエイトを雇用・生産面から検討し、いわゆる団塊の世代が引退の時期に差し掛かっている現在、中小企業とくにファミリービジネスの事業承継が大きな課題として登場しているとされる。中小企業の事業承継を阻害する要因として、後継者不足、税制や事業資産の評価問題、後継者の人選や育成などが指摘されてきたが、問題の焦点は事業としては堅調、優良であるにもかかわらず廃業を余儀なくされるケースが多いことであり、この問題をファミリービジネスを対象に考察するとされる。

第1章ではまずファミリービジネスに関する先行研究が検討され、非ファミリービジネスに対するファミリービジネスの優位性が考察される。創業の精神や企業理念が浸透し、長期的視野に立った経営が可能となり、創業家の事業永続への強い意欲などに規定されて、ファミリービジネスにはさまざまな優位性があると主張される。しかし従来の研究では後継者がいないような、経営状態や将来性に対して不安を抱えるファミリービジネスが主に取り上げられ、継承するに値する堅調かつ優良なファミリービジネスの事業承継問題が見落とされてきたとされる。

第2章では会社法制度の下でファミリービジネスがどのように位置づけられてきたかが考察される。会社の基本原理として「所有と経営の分離」があるかぎり、ファミリービジネスはそれとは異なる存在であることは明らかであり、ファミリーによる支配権の確保を担保するために譲渡制限株式の制度が1966年に導入された。しかし譲渡制限株式の買取請求の場面では買取価格の問題が浮上することになる。非上場株式の評価方法についてはインカム・アプローチ、マーケット・アプローチ、ネットアセット・アプローチなどさまざまな方法があり、重複併用法や折衷法が採用されたとしても依然としてファミリービジネスの株式評価は多くの論点や争点を生み出しているとされる。

第3章ではファミリービジネスにおける「ファミリー」と「オーナーシップ」が相克・背反する可能性が示唆され、民法とくに相続法がファミリービジネスの承継にいかなる影響を与えるかが検討される。明治民法以来の長子単独相続である家督相続はファミリービジネスの承継にきわめて親和的であった。しかし戦後の民法改正（1947年）によって従来の家制

度、家督相続は廃止され、長子単独相続は諸子均等相続に変化した。民法改正から数十年を経て法慣習が次第に変化してくると、相続人全員の協議（遺産分割協議）が不調に終わることも増えてくる。遺言書の検認申立件数および遺産分割調停申立件数は平成時代に入ると急速に増加している。こうしたなかで現行法制度の下での円滑な事業承継を支援する施策としては遺言の活用、生前贈与・生前売買の活用、会社法におけるさまざまな対策が考えられる。

第4章ではファミリービジネスの事業承継に関する施策として、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（事業承継円滑化法、2008年制定）、事業承継税制、遺留分に関する民法特例が検討される。このなかでは2018・2019年税制改正によって事業承継の要件の大幅に緩和されたことの意義が大きく、従来の制度運用に対する批判に応えたものとなっている。これに対して遺留分に関する民法特例にはさまざまな課題があり、このままでは今後も利用が伸びることが期待できない。しかし相続人が保有する相続分や遺留分といった権利を縮小・減退させる措置には原理的な批判が存在する。民法、会社法といった独立した法制度と調和するような総合的な施策が望まれているのであり、経営承継円滑化法はそのための第一歩といえる。

第5章ではM&A取引の推移が長期的視点から考察され、続いて個別の事業承継事例が抱える具体的諸問題が提示される。M&Aによって事業が承継されたとしても、創業以来育んできたファミリービジネスの優位性には断絶が生じるのであり、ファミリービジネスの事業承継に対してM&Aは切り札とはなり得ないとされる。まずは親族内承継の可能性が追求されるべきであり、そうした動きを支援する会社法、相続法のあるべき姿が検討されるべきであるとされ、課税問題、遺産分割、遺留分といった諸問題に対する対応策を早急に整備するべきとされる。

終章では各章の検討結果が要約された上で事業承継の具体例が3例示される。こうした事例を踏まえて法制度の抜本的改正ではなく、ピースミールな改革を積み上げていくことによって法慣習の変化に対応しつつ、継承するに値する堅調かつ優良なファミリービジネスの承継を実現していくための原理的な仕組み、すなわちファミリーガバナンスの強化が重要とされる。事業を継承する後継者だけでなく、継承しない親族内の非継承者も地域社会における当該ファミリービジネスの存在意義に対する思いを共有しつつ、ファミリーメンバーとして矜持を堅持できるようなファミリーガバナンスの意義が強調される。

2. 論文審査の結果の要旨

本論文の最大の貢献は、中小企業、ファミリービジネスの事業承継問題と日々取り組んでいる弁護士としての実務経験を基にして、法学と経営学の両面からファミリービジネスの事業承継問題を正面から考察したことである。経営不振に陥った中小企業、収益性の低いファミリービジネスではなく、長きにわたって地域社会を支え、産業集積の要として機能してきた優良なファミリービジネスの事業承継こそが著者の関心であり、そのためにはM&Aは解決

策にはなり得ないとする主張も説得的である。

また譲渡制限株式の導入によって株式分散には歯止めがかかるとしても、結局は買取価格の問題が浮上し、この価格決定については決め手はないこと、また事業承継円滑化法を評価しつつ、遺留分に関する民法特例にはさまざまな問題があることなどの指摘は弁護士としての活動の中から得られた実感をベースに丁寧な実証研究を通して得られた重要な知見である。

さらに現在の事業承継の現場がさまざまな具体例をもって示されており、後継者育成についても早くから準備をしてきた、堅調かつ優良なファミリービジネスが事業承継の際に直面する相続税の問題、後継者育成とは非後継者と後継者のファミリーガバナンス問題でもあるという指摘は、中小企業研究にとっても重要な視点であろう。

もちろん抜本的法改正ではなく、インクリメンタルな改正の積み上げこそが重要としながらもその具体的内容については抽象的なものとどまっている点、中小企業、ファミリービジネスの多様性をどのようにして典型的に整理するのかといった産業別地域別視点の希薄さなどの課題は残されたままである。しかしこうした課題は本論文の価値を損ねるものではなく、今後の著者の研究によって解決されるものと考ええる。本論文は実務によって得られた視点を実証分析に活かした優れた研究であり、著者が自立した研究者として研究をさらに発展させ、その成果を通じて法曹界、学界に貢献しうる能力を十分に持っていることを示している。

最後に、本論文は、著者が南山大学大学院社会科学研究所および同研究所経営学専攻の定めるディプロマ・ポリシーに示されている能力を十分有していることを示すものである。

令和2年2月14日

主査 (教授) KHONDAKER, Rahman M.
(教授) 安藤 史江
(教授) 澤井 実
(教授) 山田 幸三 (上智大学)